

国民健康保険税・長寿医療保険料の納付方法を変更することができます

現在、国民健康保険税または長寿医療保険料を年金からの引落としによる特別徴収で納付している方で、金融機関での口座振替による納付を希望する方は、納付方法を変更することができます。

金融機関で口座振替の手続きを済ませ、1月31日(土)までに、保険年金課へ申し出をしてください。4月からの年金引落としを停止し、平成21年度分を7月の末日から口座振替で納付することができます。

※申し出をする時期によって、特別徴収を中止できる時期が異なります。2月以降に申し出をした方は、年金引落としを停止するまで3か月程度かかります。

※口座振替で納付した保険税(料)は、その口座名義の方の所得税および住民税にかかる社会保険料控除の対象となります。注意してください。

※引続き年金からの引落としによる特別徴収を希望する方は、手続きの必要はありません。

●●●国民健康保険税の場合●●●

手続きに必要なもの

- ①口座振替依頼書の本人控え
- ②印鑑
- ③国民健康保険税納付方法変更申出書

※申出書は、保険年金課保険係窓口で配付しています。

■今後国民健康保険税の年金引落としが始まる場合(65歳になる方)

国民健康保険に加入している世帯主が4月1日までに65歳になる場合、年金支給額が年額18万円以上であるなどの一定の条件を満たすと、10月から特別徴収の対象となります。特別徴収を希望しない方は、3月31日(火)までに口座振替の手続きをすると、特別徴収の対象なりません。

※口座振替の手続きをするだけで、保険年金課へ申し出る必要はありません。

●●●長寿医療保険料の場合●●●

手続きに必要なもの

- ①口座振替依頼書の本人控え
- ②印鑑
- ③長寿医療保険料納付方法変更申出書

※申出書は、保険年金課高齢医療・年金係窓口で配付しています。

問合せ

国民健康保険税…保険年金課保険係

長寿医療保険料…保険年金課高齢医療・年金係

住民税からの住宅借入金等特別税額控除を受けるには毎年申告が必要です

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除が減額する場合があります。この場合は、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税(所得割)から控除することができます。

この控除を受けるためには、毎年申告が必要です。

対象 平成11～18年までに入居し、平成20年分以降の所得税で住宅借入金等特別控除の適用があり、一定の要件を満たしている方

申告方法 3月16日(月)までに、平成21年1月1日現在在住の市区町村へ申告書を提出

※所得税の確定申告をする方は、確定申告書と一緒に税務署へ申告書を提出してください。

確定申告期間(2月16日(月)～3月16日(月))は、大変混雑します。還付申告の方は、早めの申告をお願いします。

所得税の還付申告は1月から

給与所得や年金所得の方で、源泉徴収されている所得税が、平成20年分の所得金額から計算した所得税よりも多い場合、税務署へ申告することで所得税が還付されます。税務署では、1月5日(月)から還付申告を受け付けます。確定申告期間(2月16日(月)～3月16日(月))は、大変混雑します。還付申告の方は、早めの申告をお願いします。

還付申告の具体例

- 年の途中で退職し、源泉徴収税額があり、年末調整を受けていない方
- 年末調整で配偶者や扶養者の申告をしていない方
- 一定の要件を満たしてマイホームの取得などをし、住宅ローンがある方
- 多額の医療費を支出した方
- 特定の寄付をした方
- 特定所得があり配当控除を受ける方
- 特定支出控除の適用を受ける方 など

問合せ 課税課市民税係

表彰



**(社)全国体育指導委員連合 平成
20年度体育指導委員功労者表彰**

新島二三彦さん（羽村市体育指導委員
協議会会長）



永年にわたり体育指導委員として地
域スポーツの普及振興に尽力された功
績が認められたものです。

問合せ スポーツセンター ☎5551
0033

福祉



トイ・ライブラリー

障害のある児童におもちゃを通して
の遊びの指導やおもちゃの貸出しなど
を行うトイ・ライブラリーを行ってい
ます。ボランティアの皆さんと楽しい
時間を過ごしましょう。

日時 毎月第2・4水曜日午後1時
～4時30分

会場 中央児童館

※保護者の同伴が必要です。
問合せ 障害福祉課障害福祉係

子育て



1月のおしゃべり場

テーマ 夜泣き

中央児童館 1月8日(木)

西児童館 1月9日(金)

東児童館 1月20日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分
※事前の申込みは必要ありません。直
接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎5
7812882

保険・年金



国民健康保険 出産育児一時金 の支給額の変更

通常の分娩で脳性麻痺になった子ども
に対し、医療機関が保険に加入する
ことにより補償金が支払われる「産科
医療補償制度」の創設に伴い、1月1日
以降の出産から支給金額を引き上げます。

対象 出産した国民健康保険被保険
者（加入期間6か月以上の方）の属
する世帯の世帯主

支給額 38万円
※世帯主名義の口座に振り込みます。
申請に必要なもの 国民健康保険被保
険者証・印鑑

■**出産育児一時金 受取代理制度**
出産予定日前に申請することで、市
から医療機関へ出産育児一時金を振り
込みます。出産時の費用負担を軽減す
ることができます。

対象 出産予定日まで28日以内で、
国民健康保険税を滞納していない世
帯の方

医療機関 受取代理の承諾をしている
国内の医療機関

申請に必要なもの 国民健康保険被保
険者証・印鑑・母子健康手帳または
医療機関が発行した出産予定日がわ
かる書類

■**出産費資金貸付制度**
出産予定日前に申請することで、出
産費の資金として、出産育児一時金の
8割までを上限に貸付けを行います。

貸付金額 出産育児一時金支給額の8
割（30万4000円まで）

借受人 出産予定の国民健康保険被保
険者の属する世帯の世帯主

貸付条件 次のいずれかに該当する場合
① 出産予定日まで28日以内

② 妊娠85日以上で、医療機関から出産
に要する費用の請求を受けた場合や
支払った場合（医療機関の請求書ま
たは領収書が必要）

貸付期間 出産育児一時金が支給され
る日まで

償還方法 当該出産育児一時金をあて
ます。

申請に必要なもの 国民健康保険被保
険者証・印鑑・母子健康手帳または
医療機関が発行した出産予定日がわ
かる書類・世帯主名義の預金などの
口座番号

問合せ 保険年金課保険係

● ● お詫びと訂正 ● ●

広報はむら 12月15日号11ページの
市の施設のお休みに誤りがありました。

■保健センター

誤 12月29日(月)～1月3日(土)
正 12月27日(土)～1月4日(日)

■地域包括支援センター相談連絡所

誤 12月28日(日)～1月3日(土)
正 12月28日(日)～1月4日(日)

お詫びして訂正いたします。

税金



平成21年度分償却資産の申告

1月1日現在、市内に償却資産（事業で使う減価償却可能な固定資産）を所有している方は、償却資産の申告が必要です。

※平成20年度税制改正において減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。申告の際は注意してください。

申告期間 1月5日(月)～31日(土)（1月12日(月)を除く）午前8時30分～午後5時
※土・日曜日も受け付けます（正午～午後1時を除く）。

※申告書は12月に送付しています。届いていない方は、問い合わせてください。

※法人税・所得税における取扱いは、税務署などへ確認してください。
申告先・問合せ 課税課資産税係

住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申告書を提出してください。

平成20年中に

- 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した
- 住宅を取りこわし、土地を住宅用地として使用しなくなった
- 住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した
- 住宅を事業用家屋に用途変更した

申告期限 1月31日(土)

■住宅用地の建替え特例措置

固定資産税の賦課期日（1月1日）前に、住宅を取りこわした（住宅用地として土地利用していない）場合でも、住宅建替えに着工しているなどの一定の要件で住宅用地の特例措置を受けることができます。特例措置を受ける場合には、申告が必要です。

■市税に関する申請用紙のダウンロード

「家屋取壊し申告書」「固定資産税住宅用地申告書」のほか、税に関する各種申請用紙を市ホームページからダウンロードすることができます。利用してください。

申告先・問合せ 課税課資産税係

暮らし



まちをきれいに！ごみポイ捨て防止にご協力を

道路や公園などに捨てられるごみがあとを絶ちません。まちの美しさが心ない人のために損なわれています。現在、市民の方や事業所の方などが社会奉仕活動として、定期的に道路や

公園などの清掃を行っています。清掃を行ってくださっている方には、道路を清掃した際にごみを入れる袋を事前に無料で交付しています。活用してください。

交付場所 生活環境課生活環境係、市役所各連絡所
問合せ 土木課道路公園係

自然休暇村から

明けましておめでとうございます。
今年も皆さんのお越しをスタッフ一同お待ちしております。

■1月のKOYOMI湯

1月は木の香り漂う「檜の湯」です。

■1月のイベント情報

◆「日達れんげ」作品展

切絵作家「日達れんげ」さんの山野草・美人画など多数の作品を引き続き展示します。

期間 1月15日(木)まで

※カレンダー・レターセットなども販売しています。

◆料理

冬野菜をふんだんに使った温かい料理を用意しています。
※清里にお越しの際は、服装はもちろん、車も冬仕度でお越しください。

問合せ 自然休暇村

☎ 0120-47-4017 ☎ 0551-48-4017

